

議案第64号

東京都板橋区立グリーンホール条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立グリーンホール条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立グリーンホール条例（昭和44年板橋区条例第10号）
の一部を次のように改正する。

別表1階ホールの項中「8,900円」を「8,500円」に、「15,800円」を「17,100円」に、「23,000円」を「23,700円」に、「18,500円」を「20,600円」に、「32,400円」を「35,000円」に、「39,900円」を「41,600円」に改め、同表2階ホールの項中「12,100円」を「12,900円」に、「22,000円」を「24,700円」に、「31,600円」を「33,800円」に、「25,500円」を「29,600円」に、「44,900円」を「50,400円」に、「55,300円」を「60,100円」に改め、同表101会議室の項中「1,200円」を「1,500円」に、「2,400円」を「3,000円」に、「3,300円」を「4,100円」に、「2,900円」を「3,700円」に、「5,000円」を「6,500円」に、「6,000円」を「7,500円」に改め、同表501会議室の項中「780円」を「830円」に、「1,600円」を「1,700円」に、「2,200円」を「2,300円」に、「1,900円」を「2,100円」に、「3,200円」を「3,600円」に、「3,900円」を「4,200円」に改め、同表502会議室の項中「880円」を「1,200円」に、「1,800円」を「2,500円」に、「2,500円」を「3,500円」に、「2,200円」を「3,100円」に、「3,700円」を「5,200円」に、「4,400円」を「6,200円」

に改め、同表503会議室の項中「1,400円」を「1,900円」に、「2,600円」を「3,600円」に、「3,500円」を「4,900円」に、「3,100円」を「4,300円」に、「5,300円」を「7,400円」に、「6,400円」を「8,800円」に改め、同表504会議室の項中「2,100円」を「2,900円」に、「4,200円」を「5,900円」に、「6,000円」を「8,300円」に、「4,900円」を「6,900円」に、「8,600円」を「11,700円」に、「10,500円」を「14,100円」に改め、同表601会議室の項中「5,000円」を「5,800円」に、「9,300円」を「11,400円」に、「13,400円」を「15,400円」に、「11,100円」を「13,800円」に、「19,200円」を「22,800円」に、「23,800円」を「27,100円」に改め、同表701会議室の項中「1,400円」を「2,000円」に、「2,900円」を「4,100円」に、「4,000円」を「5,600円」に、「3,600円」を「5,000円」に、「6,100円」を「8,400円」に、「7,200円」を「9,900円」に改め、同表702会議室の項中「880円」を「1,200円」に、「1,800円」を「2,500円」に、「2,400円」を「3,400円」に、「2,200円」を「3,100円」に、「3,700円」を「5,200円」に、「4,400円」を「6,200円」に改め、同表703会議室の項中「1,700円」を「2,400円」に、「3,400円」を「4,800円」に、「4,700円」を「6,600円」に、「4,300円」を「6,000円」に、「7,300円」を「10,000円」に、「8,600円」を「11,700円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用申請が受理された、令和7年4月1

日（以下「基準日」という。）以後の利用に係る使用料（指定管理者により東京都板橋区立グリーンホールの管理を行う場合は利用料金。以下同じ。）について適用し、基準日前の利用に係る使用料及び施行日前に受理された利用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の額及び利用料金の上限額を改定する必要がある。